

報告第21号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当局名	専決処分年月日	事件の概要
			和解条項要旨
1	中原区役所	3. 5. 6	<p>令和元年11月25日、中原区在住者の自宅先路上で、中原区在住者所有の小型ライトバンが、敷地内から道路に出ようとした際、側溝の補修工事のために本市職員が設置したくぎを踏み、当該小型ライトバンが破損した。中原区在住者及び同人に対し本件事故に係る保険給付を行った*****は、本件事故は本市職員が当該くぎを除去しなかったこと、適切な誘導を怠ったこと等により発生したものであるとして、川崎簡易裁判所に、本市を被告とし、中原区在住者に対し159,412円、*****に対し83,410円の支払を求め、損害賠償の請求に係る訴訟を提起したが、同裁判所から強い和解勧告があった。</p> <p>本市は、中原区在住者に対し、本事件の和解金として、49,412円の支払義務があることを認め、この金員を、令和3年6月6日限り、支払う。</p>

2	教育委員会	3. 5. 26	<p>平成28年度、市立小学校に通学していた当時6年生の児童（以下「本件児童」という。）に対し、同級生の児童らがいじめ行為を繰り返し、及び担任教諭がこれを制さずに、これに加担して、平成28年10月21日に他の児童らの前で本件児童に対し謝罪を強要したとして、本件児童及びその保護者が、横浜地方裁判所川崎支部に、本市及び同級生の児童の保護者らを被告とし、本件児童に対し2,200,000円、その保護者に対し1,145,069円を被告らが連帯して支払うことを求め、損害賠償の請求に係る訴訟を提起した。第1審判決は、当該教諭の対応が、本件児童の人格権を侵害するものであるとして、本市に、440,000円及びこれに対する平成28年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じた。本市は、上記判決には承服しがたいことから、東京高等裁判所に控訴し、本件児童は、当該控訴に附帯して控訴したが、同裁判所から強い和解勧告があった。</p> <p>本市は、相手方に対し、本事件の解決金として、440,000円の支払義務があることを認め、この金員を、令和3年6月30日限り、支払う。</p>
---	-------	----------	--

## 2 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	3. 5. 6	円 4,920	令和3年3月31日、幸区で、本市大型ごみ中継車が、踏切内に進入した際、下がってきた遮断かんに接触し、破損させたもの
2	環境局	3. 7. 12	円 411,118	令和2年7月10日、多摩区で、本市小型し尿車が、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
3	環境局	3. 7. 26	円 53,900	令和3年4月1日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の排水設備の蓋の上を通過し、当該蓋を破損させたもの
4	環境局	3. 7. 26	円 46,200	令和3年5月21日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、駐車中の車両の右側を通り抜けようとした際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
5	環境局	3. 7. 26	円 172,784	令和3年6月16日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止した被害者所有の小型乗用車に追突し、破損させたもの
6	消防局	3. 4. 28	円 43,400	令和3年2月5日、川崎区で、本市消防車が、右折した際、交差点内に放置されていた物を踏んで液体が飛散し、自転車で走行してきた被害者の衣服を汚損させたもの
7	教育委員会	3. 6. 18	円 59,950	令和3年2月26日、宮前区で、本市軽乗用車が、方向転換のため当該敷地内に進入し、切り返しをした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
8	建設緑政局	3. 5. 28	円 129,948	令和元年11月25日、多摩区で、被害者所有の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの
9	建設緑政局	3. 6. 11	円 11,956	令和3年3月2日、多摩区で、被害者所有の軽乗用車が走行中、橋りょうの結合部分の外れた鉄板に乗り上げ、当該軽乗用車が破損したもの
10	建設緑政局	3. 7. 9	円 139,692	令和2年1月17日、宮前区で、被害者が歩行中、車道と歩道の境界に設置されていた破損したポールにつまづいて転倒し、負傷したもの

11	建設緑政局	3. 7. 29	円 30,140	令和3年4月4日、被害者宅先路上で、被害者使用の普通乗用車が、側溝の蓋の上を走行したところ、当該蓋が跳ね上がり、当該普通乗用車を破損させたもの
12	宮前区役所	3. 6. 22	円 341,000	令和3年4月16日、被害者所有の建物先路上で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、当該建物のガラスに当たり、破損させたもの
13	麻生区役所	3. 5. 27	円 1,129,449	平成30年4月2日、麻生区で、本市職員運転の自転車が、右折しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の自転車と接触し、被害者を負傷させ、及び当該自転車等を破損させたもの

### 3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	29. 3. 17	五反田川 放水路施 設整備工 事	横浜市中区吉田町65番 地 清水・馬淵共同企業体 代表者 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸 構成員 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬淵 圭雄	完成期限 令和3年 9月30日	完成期限 令和4年 3月31日	3. 7. 1	沈砂池上 部の頂版コ ンクリート にひび割れ が生じてい ることが判 明し、対応 に不測の日 数を要する ことから、 完成期限の 変更を行う もの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
92	2. 6. 18	川崎港臨 港道路東 扇島水江 町線アブ ローチ部 橋梁(その II工区)ほ か工事	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジニアリング 株式会社 代表取締役社長 大下 元	契約金額 1,327,053,200 円	契約金額 1,327,494,300 円	3. 7. 2	現場状況 を踏まえ、 橋梁の工場 製作段階に おいて、鋼 材の寸法に 変更が生じ たことによ り、増額変 更を行うも の。